# 田原市子ども読書活動推進計画(第二次)

# 『子どもが自然に読書に親しめるまち』 を目指して

田原市教育委員会

# はじめに

ヒトが社会を構成し、人として生きることができるのは言葉を用いてのコミュニケーションの発達によるものでした。読書は考える力を養う基礎的な活動であり、人間力の源になるものです。

近年の子どもの読書に関する関心の深まりは、このような人間社会のあり方に対する深い洞察と未来に対する責任感に基づくものであります。

国会決議によって平成12年(2000年)を「子ども読書年」と定めました。「読書は子ども達の言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発すると共に人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものにしていくために欠くことができないもの」とし、子どもたちに「新しい世紀に向かって、いっぱい本を読もう」と呼びかけました。

平成12年には国立国際子ども図書館が開館しました。平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備をすることが基本理念として掲げられました。

田原市においても、平成16年11月、田原市子ども読書活動推進計画「『子どもが自然に読書に親しめるまち』を目指して」を制定しました。この計画に基づき学校司書が市内の全小中学校を訪問することになりました。

今年は国民読書年であり、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されています。 今回、第二次田原市子ども読書活動推進計画を策定し、さらに子どもたちをめぐる読書環 境の整備を進めることを決意しました。

子どもたちが読書を楽しみ、自ら学ぶ資質を養う場として期待されるのは、親が子どもに読み聞かせる家庭であり、学校図書館であり、公立図書館です。これらの充実が私どもの責務であります。

子どもが自然に読書に親しめるまちの実現を図るために、関係各位のご尽力をお願いするものです。

平成22年4月1日

田原市教育委員会 教育長 川口 侃

# 目 次

## 第1 子どもの読書の意義

#### 第2 計画の目的等

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の期間
- 3 推進体制

# 第3 読書推進のための取り組み内容 総合的な取り組み 年齢階層別の取り組み

- 1 乳幼児(0~2歳)
- 2 園児(3~6歳)
- 3 児童・生徒(7~18歳)

#### 第4 読書推進のための担当課・施策

- 1 乳幼児
- 2 園児
- 3 児童・生徒

#### 参考資料

- 1 原案策定までの経過
- 2 田原市子ども読書活動推進計画 原案作成準備会委員名簿
- 3 田原市子ども読書活動推進協議会設置要綱
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律

#### 第1 子どもの読書の意義

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものである」ことが「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基本理念として明らかにされています。法は、読書活動を通じて次の世代の人々がこのような力を身に付けることを期待しています。

優れた「児童文学」は世代を超えて深い感銘を与えますが、一方でこの本を自分の子ども時代に読んでいたらどのような感慨を持ったであろうと想像します。著者との対話(読書体験)は一期一会です。子ども時代の豊かな読書体験は、人生を支える糧を得ることでもあります。

現在は、マスコミやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて大量の情報が流通する社会です。押し寄せる情報のなかから取捨選択し、評価、活用できる能力が大きな意味を持つ社会といえます。情報を整理し、自ら考える力は多くの読書体験を通じて培われます。現代社会に生き、自らの可能性を追求する時、子ども時代の読書が力を与えてくれます。

読書は、想像の翼を与え、一人ひとりの人生を充実したものにすることに留まりません。 私たちの社会の安定と発展は、読書によって培われた豊かな感性と表現力、想像力を持つ 人々の存在が不可欠です。田原市の未来は、本を読む多くの子どもたちの健やかな成長と ともにあります。

## 第2 計画の目的等

#### 1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行を受け、「田原市子ども読書活動推進計画」を平成16年11月1日に策定しました。この第1次計画期間において、年齢階層別の施策を推進してきました。学校司書が全学校に巡回したことにより小中学生の学校図書館来館が大幅に増えた一方、保護者の継続した読み聞かせの実施や子どもたちの読書冊数の増加は見られませんでした。

この現状を鑑み、「子どもが自然に読書に親しめるまち」を基本目標とした、さらなる子 どもの読書環境の充実に努めるため、第2次推進計画を策定するものです。

#### 2 計画の期間

平成22年度を初年度とし、平成26年度までの5年間とします。

#### 3 推進体制

子ども読書活動推進協議会を教育委員会に設置し、子ども読書活動を総合的かつ計画的に推進します。子ども読書活動推進協議会の事務局は、図書館におきます。

#### 第3 読書推進のための取り組み内容

本市においては、次のような施策を通じて子どもの読書活動を推進します。

#### 総合的な取り組み

図書ボランティアへの支援

図書館、学校、児童館、ブックスタート事業など、子どもの読書に関わるボランティア活動に資するための講座や講演会を開催します。

担当職員の資質向上を図る

図書館の児童・青少年担当や児童センターなど地域の中で子どもと接している職員への研修を行い、資質の向上を図ります。

地域で、子どもの読書の重要性について理解の促進を図る

家庭教育事業などを通じて、子どもの読書の必要性と推進のためのPRを行います。 地域での読書活動の推進を図る

市民館や児童センターなどの図書コーナーの整備を進めます。

#### 年齢階層別の取り組み

- 1 乳幼児(0~2歳)
  - 0歳児から絵本に触れ合う環境をつくる

4か月児健診の際に「ブックスタート事業」として、図書館職員・ボランティアが絵本の紹介とブックスタートパックの配布を行い、保護者に「子どもの読書」に対する関心をもってもらうよう啓発を図ります。

年齢に応じた読書活動の推進を図る

年齢別リーフレットの作成・配布や啓発活動を実施します。

親子で本に触れ合える機会を提供する

図書館・児童センターなどにおいて、定期的なおはなし会の開催などの取り組みを充実させます。

# 2 園児(3~6歳)

保育士の知識の向上を図る

園内などで読み聞かせや絵本についての情報交換を実施し、園児が絵本などに親しむ 活動を積極的に行います。

保護者の意識の向上を図る

子どもの読書への理解を促すため、保育士や図書館からの情報提供などを実施します。保育園の図書コーナーの整備を図る

施設の状況に合わせ、図書配架スペースを設け、図書の充実を図るなど本に接する機 会を増やします。

園児が本に接する機会を提供する

図書館では園・クラス単位での図書館訪問を受け入れ、図書館職員が園へ出向きおはなし会を行うなど、園児が本に接する機会を増やします。

#### 3 児童・生徒(7~18歳)

国語などの教科指導を充実させる

読書指導などの研究委嘱を行う。

学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図る

学校図書館利用指導・活動計画の完全実施を図ります。

読書習慣を身に付けさせる

各学校の実態を考慮した効果的な取り組みが進められるよう啓発を図ります。

教職員の指導力の向上を図る

読書指導研究会の実施や先進指導事例の情報交換を行います。

**障害のある子どもへの読書活動の推進を図る** 

障害の状況に応じた読書活動に関する情報交換など、協力体制を強めます。

図書環境の整備を図る

学校図書館の冷房化や空き教室の利用など図書館の施設整備の充実を図り、よりよい 図書環境をつくります。

#### 図書館資料の整備充実

子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料や視聴覚 資料などの収集に努めます。各教科や総合的な学習の時間において、多様な教育活動 を展開するために必要な図書館資料の計画的な整備を図ります。

学校図書館の情報化

学校図書館の蔵書情報のデータベース化、各学校図書館間や公共図書館とネットワーク化を図るなど、蔵書の共同利用や相互利用を促進します。

#### 司書教諭の配置

司書教諭の職務・役割への理解を図り、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行うなど、司書教諭の配置を生かした学校図書館の運営を行えるよう検討します。 学校司書の増員

学校司書と図書主任が、連携・協力して学校図書館の活用を図ります。

外部人材による支援

ボランティアなどとの連携によって、読み聞かせやブックトークなどの活動をさらに 広げるように促進します。

学校図書館支援センターの設置

学校図書館活動の充実を図るため、学校図書館支援センターの設置を目指します。

## 第4 読書推進のための担当課・施策

施策の実施に当っては、評価指標を設け、目標の達成に努めます。

#### 1 乳幼児

乳幼児(0~2歳)の子どもを対象に下記の施策を推進します。

担当課	<b>许</b>	施策    具体案		指標	拉力松朗
123味	ル 東	<b>兵</b> 仰条	現状	目標	協力機関
図書館	0 歳児から絵本を通じ	・ブックスタート事業の	実施	継続	健康課
	て親子の触れ合う環境	実施			ボランティア
	をつくる	・保育者に読み聞かせの	99%	維持	
		実施を啓発			
	図書ボランティアへの	・養成講座、講演会など	年2回	維持	
	支援	の開催			
	担当職員の資質向上を	・図書館員の研修、調査、	実施	維持	
	図る	研究会の開催			
		ᄯᄡᄜᇬᅉᅏᄔᅠᆿᆝ	c++-	<del>*</del> =	
	年齢に応じた読書活動	・年齢別の啓発リーフレ	実施	充実	
	の推進を図る	ットの作成	0=0/		
		・読み聞かせを継続的に	85%	90%	
		行う保育者の増加			

	親子で本に触れ合える	・定期的なおはなし会の	実施	充実	
	機会を提供する	開催 ・乳幼児向けおはなし会	35 人	40 人	
		参加者の増加			
生涯学習課	地域での読書活動の推	・市民館図書コーナーの	実施	充実	
	進を図る	整備・充実を図る			
		・読み聞かせ活動を行う	2館	増加へ	
		ボランティアグループ			
		がいる市民館の増加			
	地域で、子どもの読書	・家庭教育事業等を通じ	実施	継続	
	の重要性について理解	て、子どもの読書推進			
	の促進を図る	をPRする			
子育て支援	子どもと本との出会い	・児童センター、児童館	実施	継続	
課	の機会を提供する	において定期的なおは			
		なし会の開催			
	子どもの読書環境を整	・児童センター、児童館	実施	充実	
	える	の図書コーナーの整			
		備、充実を図る			
健康課	多くの親子が集まる健	・乳幼児健診でリーフレ	実施	充実	図書館
	診等で絵本の目的や大	ットを配布および啓発			
	切さについて啓発活動	・読書に関するポスター	未実施	実施	
	の実施する	を健診会場に掲示する			

2 園児園児(3~6歳)の子どもを対象に下記の施策を推進します。

+□ 1/1 ÷⊞	施策	日休安	評価指標		協力機関	
担当課	施 策	具体案	現状	目標	加ノ」「「茂」美」	
子育て支援	保育士の知識の向上を	・絵本や読み聞かせにつ	実施	充実	図書館	
課	図る	いての情報交換の実施				
		・毎日、園で読み聞かせ	49%	80%		
		を行うよう努める				
		・成長発達に合った絵本	実施	継続		
		の紹介				
	保護者の意識の向上を	・貸出利用を促進する	実施	充実		
	図る	・読み聞かせを継続的に	71%	80%		
		行う保育者の増加				
	保育園の図書コーナー	・図書コーナーの設置	実施	充実		
	の整備を図る					
図書館	園児が本に触れ合える	・園児の図書館訪問の受	実施	充実	子育て支援	
	機会を提供する	け入れ			課	
		・保育園への出張おはな	実施	継続		
		し会の実施				
	子どもの読書に関する	・保育園へ子どもの読書	実施	充実		
	情報提供の実施	に関する情報提供を実				
		施する				

3 児童・生徒児童・生徒(7~18歳)の子どもを対象に下記の施策を推進します。

+□ \/ <u>+</u> □	** ***	日仕中	評価指標		1.7. <del>1.</del> 1.11. 88
担当課	施策	具体案	現状	目標	┪協力機関
学校教育課	国語などの教科指導を	・読書指導等の研究	実施	充実	
	充実させる	* 読書感想文			
		* 読書感想画			
	学校図書館を計画的に	・学校図書館の利用指導	実施	継続	
	利用し、その機能の活	計画の見直し			
	用を図る	・学校図書館利用指導・	79%	100%	
		活動計画の実施			
	読書習慣を身に付けさ	・「読書タイム」の実施	実施	継続	
	せる	・「読み聞かせ」の実施			
		・担任による「読み聞か			
		せ」の実施			
		*小学校 月1回			
		*中学校 年1回			
	   教職員の指導力の向上	・図書館担当者協議会の	実施	充実	
	を図る	開催			
	図書環境整備	・新刊・推薦図書コーナ	実施	充実	
		ーの設置			
		・図書館設備の充実	一部実施	実施	教育総務
		* 書架			課
		* 準備室			
		*空調			
		*家具			
	図書資料の整備充実	・年間増加冊数の設定	未実施	実施	教育総務
		学校図書標準の10分			課
		<i>ග</i> 1			

	当		÷π ÷π	⇔₩	*h *本 ルハ マタ
	学校図書館の情報化	・学校図書館管理システ	一部実施	実施	教育総務
		ムの導入			課
		* 蔵書のデータベース			
		化			
		* 資料の相互利用			
	司書教諭の配置	・司書教諭の増員	12 学級以	継続	
			上に1人		
			配置		
			HO.E.		
	学校司書の増員	・学校司書の増員	1人4校	1人3校	
		拡大	巡回	巡回	
	外部人材による支援	・ブックトーク、読みき	実施	充実	教育総務
		かせ等の活動実施			   課
		・「読み聞かせ」活動等の	実施	充実	図書館
		研修会		702	
		がでな			
	学校図書館支援センタ	・学校図書館コーディネ	未実施	実施	図書館
	一の設置	ーターの配置	八天池		
	一份設置		± + ++	<b>-</b> → + <del>/-</del>	
		・流通システム	未実施	実施	課
図書館	移動図書館の運用	・市内の小学校を巡回し、	実施	継続	
		学校との連携を図りな			
		がらさらに読書推進を			
		図る			
	障害のある子どもへの	・点字、録音図書等障害	実施	継続	
	読書活動の推進	に応じた資料の提供			

#### 1 原案作成までの経過

#### 計画原案作成準備会を開催

第1回 平成20年8月28日(木) 第1次計画の取組状況確認、第2次計画原案作成に向け意見交換

第2回 平成20年9月10日(水) 読書アンケート内容検討

第3回 平成21年2月12日(木) 読書アンケートの結果報告、第2次計画原案の検討

第4回 平成21年3月25日(水) 第2次計画原案の最終調整

#### 2 田原市子ども読書活動推進計画原案作成準備会委員名簿

部署	氏名	所属	
指 導 課	石川 祐子		
生涯学習課	伊東 成子	生涯学習係	
学校(教員)	白井 淳子	衣笠小学校	
子仪(教員)	伊藤 良子	福江中学校	
児童課(保育士)	大羽 潤子	野田保育園	
元里珠(休月工 <i>)</i>	河合 道枝	小中山保育園	
健康課(保健師)	岡田 古都	母子保健係	
学校司書	前澤 恵		
図書館	鋤柄 沙織	中央図書館	
	小塚 明子	渥美図書館	

#### 田原市子ども読書活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 田原市における子どもの読書活動ついて、総合的な推進を図るため、田原市子ども読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 田原市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)の進行状況の確認及び検討に関すること。
  - (2) 子ども読書活動の連携及び協力に関すること。
  - (3) その他子ども読書活動の推進に必要なこと。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 教育委員(1名)
  - (2) 教育部長
  - (3) 教育総務課長
  - (4) 学校教育課長
  - (5) 生涯学習課長
  - (6) 高等学校司書教諭(1名)
  - (7) 田原市図書館と学校図書館との連携を考える会代表(校長1名)
  - (8) 中学校司書教諭(1名)
  - (9) 小学校司書教諭(1名)
  - (10) 学校司書(1名)
  - (11) 健康課保健師(1名)
  - (12) 指導保育士(1名)
  - (13) 図書館長
- 2 読書環境の現状及び図書主任教師の意見を広く把握するため、田原市図書館と学校図 書館との連携を考える会を協議会の所属組織とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は教育部長をもって充てる。
- 3 副会長は、学校教育課長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(臨時委員)

第6条 会長は、必要があると認めるときには、第3条第1項の者以外の者を臨時委員として、会議に出席させることができる。

(庶務)

- 第7条 協議会の事務は、田原市図書館において処理する。
- 2 事務局長は、図書館長をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生 きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよ う、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業者の努力)
- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本 計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画) を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、 当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動 推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子 どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努め なければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。 '

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備 していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の 推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に 基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの 参加については、その自主性を尊重すること。